

埼玉県報

第 2755 号 平成 27 年(2015 年) 12 月 8 日 火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(秩父地域振興センター)
- 軽油引取税免税証の無効告示(熊谷県税事務所)
- 振動試験装置に関する落札者等の公示(入札課)
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 小中学校県費事務システムヘルプデスク等業務委託に関する落札者等の公示(教職員課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

埼玉県告示第千三百六十六号

条第二項の規定により公告する。 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) から次 のと おり申 第十条第一 請 書が 項 提 \mathcal{O} 出され 規定によ たの り、 で、 特定 同

並 民生活部共助社会づ び びにインターネット 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 くり課及び を利用す ,る方法 埼玉県北部地域振興セン 役員名簿、 (埼玉県N 設立趣旨書並 申請書を受理 Р О 情 報 タ CK に ステ した 設 に お <u>\frac{1}{2}</u> 日 当 シ 1 て 備 彐 から二月間、 初 \mathcal{O} え 置 事業年度及 (http://w 方法 県

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人星の子

三 代表者の氏名

倉田 節子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜千九百十八番地

五 定款に記載された目的

な育成 この 法 人は、 高 齢者 地域住民全てに 障害者・ 社会的 対 弱 者 て、 \mathcal{O} 福 地 祉等に 域住民同士 関する が 事業を行うことにより、 助 け 合 11 子ども の健全

地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百六十七号

条第二項の規定により公告する。 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) から次 のと おり申 第十条第一 請 書が 項 提 \mathcal{O} 出され 規定によ たの り、 で、 特定 同

並 民生活部共助社会づ U びにインターネッ 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) 当該申請に係る定款、 1 くり課及び埼玉県秩父地域振興セ を利用する方法 により縦覧に供する。 役員名簿、 (埼玉県NP 設立趣旨書並 申請書を受理 О 情 ン 報 タ CK に ステ した に 設 <u>\frac{1}{2}</u> お 当 日 シ 1 て 備 彐 から二月間 初 \mathcal{O} え置 事業年度及 (http://w 方法 県

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十六日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笑楽工房

三 代表者の氏名

平子照雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市浦山二千八十三番地五

五 定款に記載された目的

する。 と自己 11 この 法人は、 実 的 現のため 精神的 に 就労、 マライ 社会的に自立した生活が営めるよう支援することを目的と 訓 ゼ 練 で シ きる場所を提供する 彐 ン の理念を基本として、 障 害福 祉 障害者等 サ ピ ス の社会自立 事 業を行

埼玉県告示第千三百六十八号

平成二十七年十二月八日次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年十一月二十一日	二十七年	平成	新	熊谷県税事務所
	亡失年月日	亡失	税証を交付した事務所	免税証を交付
地	十四番	三百	東和アークス株式会社県さいたま市大宮区桜木町四丁目三百八十四番	ち 東和アー
名 称	及び氏名又は名称	及 び	税証に記載された販売業者の所在地	免税証に記載
平成二十八年一月三十一日平成二十七年八月一日	業 掘 鉱 採 物 事 の	_	0 9 L 0 1 1 3 2 3	
有効期間	用途	枚数	免税証の記号及び番号	の 種 税 類 証

埼玉県告示第千三百六十九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十七年十二月八日

- 購入等件名及び数量 振動試験装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業技術総合センター 埼玉県川口市上青木3丁目12番地18号
- 3 落札者を決定した日平成27年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所 コムベックス株式会社 川越営業所 埼玉県比企郡川島町上伊草1960番地の1
- 5 落札金額 15,117,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年7月24日

埼玉県告示第千三百七十号

い 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千三百七十一号

11 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千三百七十二号

九号)第一条の規定により告示する。 より医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

神成 文裕		中村伸男	木村至	奥島 健太郎	渋谷 哲男	内村智生	大橋重信	医師の氏名
肢体不自由		視覚障害	視覚障害	視 覚 障 害	腸機能障害ぼうこう又は直	心臓機能障害	腸機能障害ぼうこう又は直	指定障害区分
整形外科		眼 科	眼 科	眼 科	外 科	外 科	外 科	診療科名
	埼玉医科大学国際医療セン	中村眼科	埼玉医科大学病院	医療法人視心会えのき眼科	医療法人狭山中央病院	三芳総合病院医療法人社団明芳会イムス	日部病院医療法人社団全仁会東都春	医療機関の名称
	日高市山根千三百九十七	―十サンビーム西川ローF川口市西川ロー―二十六	三十八入間郡毛呂山町毛呂本郷	—十一	三十五	七十四—三 入間郡三芳町藤久保九百	—七 本	医療機関の所在地
同		同	同	平成二十七年十一月二十六日	平成二十七年十一月十一日	平成二十七年九月一日	平成二十七年七月一日	指定年月日

奈倉 勇爾	奥 村 太 輔	岡本 日出数	堤 浩 二	天 野 惠 子	杉田直樹	佐久間 俊行
じん臓機能障害	は直腸機能障害害、ぼうこう又じん 臓機能障	じん臓機能障害	心臟機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由
内科	泌尿器科	析内科、人工透腎臓内科、人工透	心臟血管外科	内科循環器内科・女性	整形外科	整形外科
前クリニック医療法人社団悠友会志木駅	央総合病院医療法人社団愛友会三郷中	属透析クリニック医療法人健仁会益子病院附	防衛医科大学校病院	風荘病院一般財団法人野中東晧会静	埼玉医科大学病院	医療法人豊岡整形外科病院
六十三 志木市本町五―二十一―	三郷市中央四―五―一	川口市幸町三—十—三	所沢市並木三—二	八 新座市堀ノ内一一九一二十	三十八入間郡毛呂山町毛呂本郷	入間市豊岡一―八―三
同	同	同	同	同	同	同

森田	和田	藤田	谷 田	越 智
大作	治	竜一	孝	淳一
小腸機能障害	腸機能障害ぼうこう又は直	腸機能障害ぼうこう又は直	腸機能障害	呼吸器機能障害
消化器・一般外科	外 科	外科	外科	呼吸器内科
央総合病院医療法人社団哺育会白岡中	1 北里大学メディカルセンタ	台中央総合病院医療法人社団武蔵野会朝霞	カルトピア草加病院医療法人社団協友会メディ	院医療法人秀和会秀和総合病
白岡市小久喜九百三十八—十二	北本市荒井六—百	朝霞市西弁財一—八—十	草加市谷塚一—十一—十八	春日部市谷原新田千二百
同	同	同	同	同

埼玉県告示第千三百七十三号

より指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定に 三十九号)第一条の規定により告示する。

平成二十七年十二月八日

今井 大介	町田隆一	島克司	當銀正幸	小 山 昌 三	一 之 瀬 信 子	富田年郎	医師の氏名
視覚障害	肢体不自由	肢体不自由	心臓機能障害	呼吸器機能障害	害、そしゃく機能害、音声・言語機能障害、平衡機能障	肢体不自由	指定障害区分
埼玉医科大学病院	ハビリテーション病院医療法人社団東光会戸田中央リ	医療法人社団医鳳会並木病院	見総合病院医療法人財団明理会イムス富士	院医療法人新青会川口工業総合病	仲町診療所	冨田脳外科クリニック	医療機関の名称
十八入間郡毛呂山町毛呂本郷三	戸田市本町一―十四―一	七百五十三 所沢市東狭山ヶ丘五―二千	十七—一富士見市大字鶴馬千九百六	川口市青木一—十八—十五	深谷市上野台三千百四——	羽生市南三—三—十一	医療機関の所在地
平成二十七年九月三十日	同	平成二十七年六月一日	平成二十七年四月一日	平成二十七年二月一日	平成二十六年十一月二十八日	平成二十三年十月十七日	辞退年月日

安達直人	服部和男	大木 隆太郎	島田佳明	大久保 清一郎	松村治	立 川 富 也	加藤宏一
肢体不自由	肢体不自由	視覚障害	視覚障害	害 能障害、小腸機能障ぼうこう又は直腸機	じん臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由
合病院医療法人社団哺育会白岡中央総	科・外科医療法人社団博悠会朝霞整形外	埼玉医科大学病院	埼玉医科大学病院	院医療法人啓仁会所沢ロイヤル病	医療法人蒼龍会武蔵嵐山病院	医療法人上尾整形外科	部埼玉県済生会栗橋病院社会福祉法人恩賜財団済生会支
二 白岡市小久喜九百三十八—十	朝霞市幸町二—七—四十一	八人間郡毛呂山町毛呂本郷三十	八人間郡毛呂山町毛呂本郷三十	所沢市北野三—一—十一	比企郡嵐山町太郎丸百三十五	十五 上尾市大字川二百八十九—四	久喜市小右衛門七百十四—六
平成二十七年十一月二十七日	同	平成二十七年十一月二十五日	平成二十七年十一月十九日	平成二十七年十一月十八日	平成二十七年十一月一日	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年九月三十日

埼玉県告示第千三百七十四号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等について、 及び当該届出等を次のとおり縦覧に 同条第三項に (平成十年法律第 お いて準 九 はまる。 用する同法第五条第三項 +号)第六条第一 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地

ロ変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) カワチ薬品上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地

(変更後) ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

大規模小売店舗 に お 11 て 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

(変更後) 株式会社ヤオヒロ 代表取締役 今井博幸

埼玉県上尾市弁財一丁目五番三十号

ハ 変更年月日

平成二十七年十一月五日

二 届出年月日

平成二十七年十一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規 模 売店舗立地法第八 条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年四月八日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千三百七十五号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十七年十二月八日

- 1 購入等件名及び数量小中学校県費事務システムヘルプデスク等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部教職員課給与支給・システム管理担当 埼玉県さいた ま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成27年10月8日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1丁目2番1号
- 5 落札金額 10,834,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年8月28日

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳

一許可番号

平成二十七年五月二十二日

指令川建セ第二七〇〇一〇〇号

一 検査済証番号

平成二十七年十二月二日

川建セ第二七〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字金井二百五十四番七十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂五百三十四番地

朝比奈元

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十九号 告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳

		第一〇六号	指 定 番 号
第一項第四号	第四十二条	建築基準法	道路の種類
	十二月二日	平成二十七年	指定の年月日
	県坂戸市関間四丁目九十三―三まで	埼玉県坂戸市関間四丁目九十三―三から埼玉	指定に係る道路の位置
		四 十 · ○ ○	(単位メートル)指定に係る
		十六・〇〇	(単位メートル) 指定に係る

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十七年十一月二十七日

指令越建セ第二七〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月三日

越建セ第三六一――号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原百五十六番三、 百五十六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原四十五番地六 タケ コ ポ 〇 一 号

开藤 貴之、井藤 華子

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十七年八月二十一日

指令越建セ第二七〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月三日

越建セ第三六二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮二百七十九番、 二百八十六番、 二百八十七番一、

二百八十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

一許可番号

平成二十七年十一月二十四日

指令越建セ第二二〇〇三七二号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月三日

越建セ第三六三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原三百番一、三百一番三、三百二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目七番十四号 セレ ーノs二〇二

神田 邦明